

I C T活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

1. 適用範囲

本資料は、I C Tによる舗装工（修繕工）（以下、舗装工（修繕工）（I C T））のうち、I C T路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。

- ・切削オーバーレイ工
- ・路面切削工

1－1 適用できる範囲

- （1）アスファルト混合物が購入方式の場合
- （2）施工箇所が車道・路肩部の場合
- （3）切削作業がストレートアスファルト，改質アスファルトの場合

1－2 適用できない範囲

- （1）アスファルト混合物がプラント方式の場合
- （2）複数の路面切削機による並列切削作業を行う場合
- （3）施工箇所が歩道部の場合
- （4）排水性舗装（ポーラスアスファルト，開粒度アスファルト）の切削，又は特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装の切削の場合
- （5）排水性舗装の舗設，又は橋面防水工を同時に施工する橋面舗装の場合
- （6）シックリフト工法，Q R P工法等特殊な工法の場合
- （7）路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしの場合
- （8）平均切削深さが 12cm を超えるもの

2. 機械経費

2－1 機械経費

舗装工（修繕工）（I C T）の積算で使用する I C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

① 切削オーバーレイ工

I C T建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・ 排出ガス対策型（2014 年規制） 切削幅 2.0m×深さ 23cm	損料にて計上	I C T建設機械経費 加算額は別途計上

② 路面切削工

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 切削幅 2.0m×深さ 23cm	損料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上

2-2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費で示すICT建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 舗装工（修繕工）（ICT）

対象建設機械：路面切削機

損料加算額：20,000 円／日

2-3 その他

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 システム初期費

ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(1) 舗装工（修繕工）（ICT）

対象建設機械：路面切削機

費用：548,000 円／式

※1工事当たり使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ICT）における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びTS等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6. 土木工事標準積算基準書に対する補正

6-1 単価表の補正（路面切削工）

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額 （路面切削工）		日	100/D	6cm以下 機械損料数量 1.56 6cmを超え12cm以下 機械損料数量 1.38

（注）D：日当り施工量（m²/日）

R 6 室長通知 別紙—2 9 I C T活用工事（舗装工（修繕工））積算要領	R 7 室長通知 別紙—2 7 I C T活用工事（舗装工（修繕工））積算要領
I C T活用工事（舗装工（修繕工））積算要領 1. 適用範囲 本資料は、I C Tによる舗装工（修繕工）（以下、舗装工（修繕工）（I C T））のうち、I C T路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業（複数の路面切削機による並列切削作業を除く）または左記切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。 積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。 ・切削オーバーレイ工 ・路面切削工 切削作業は、ストレータスファルト、改質アスファルトとする。 アスファルト混合物の積算は購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。 なお、以下の条件は適用範囲外とする。 ・特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装路面の切削作業 ・平均切削深さが12cmを超えるもの ・鏡面防水工を同時に施工する場合の鏡面舗装 ・排水性舗装 ・シックリフト工法 ・Q R P工法等 ・路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわし	I C T活用工事（舗装工（修繕工））積算要領 1. 適用範囲 本資料は、I C Tによる舗装工（修繕工）（以下、舗装工（修繕工）（I C T））のうち、I C T路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業（複数の路面切削機による並列切削作業を除く）または左記切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。 積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。 ・切削オーバーレイ工 ・路面切削工 切削作業は、ストレータスファルト、改質アスファルトとする。 アスファルト混合物の積算は購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。 なお、以下の条件は適用範囲外とする。 ・特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装路面の切削作業 ・平均切削深さが12cmを超えるもの ・鏡面防水工を同時に施工する場合の鏡面舗装 ・排水性舗装 ・シックリフト工法 ・Q R P工法等 ・路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわし 1－1 適用できる範囲 （1）アスファルト混合物が購入方式の場合 （2）施工箇所が車道・路肩部の場合 （3）切削作業がストレータスファルト、改質アスファルトの場合 1－2 適用できない範囲 （1）アスファルト混合物がプラント方式の場合 （2）複数の路面切削機による並列切削作業を行う場合 （3）施工箇所が歩道部の場合 （4）排水性舗装（ポーラスアスファルト、開粒度アスファルト）の切削、又は特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装の切削の場合 （5）排水性舗装の舗設、又は橋面防水工を同時に施工する橋面舗装の場合 （6）シックリフト工法、Q R P工法等特殊な工法の場合 （7）路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしの場合 （8）平均切削深さが 12cm を超えるもの

2. 機械経費

2-1 機械経費

舗装工（修繕工）（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。
なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 切削幅 2.0m×深さ 23cm	損料にて計上	ICT建設機械経費加 算額は別途計上

2-2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。

(1) 舗装工（修繕工）（ICT）

対象建設機械：路面切削機

損料加算額：20,000円／日

2-3 その他

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 舗装工（修繕工）(ICT)

保守点検費 = 土木一般世話役(円) × 0.05(人/日) × $\frac{\text{施工数量(m2)}}{\text{作業日当り標準作業量(m2/日)}}$

(注) 作業日当り標準作業量は「第1編第14章その他④作業日当り標準作業量」の標準作業量による。

2-3-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は以下のとおりとする。

(1) 舗装工（修繕工）(ICT)

対象機械：路面切削機

548,000 円／式

2. 機械経費

2-1 機械経費

舗装工（修繕工）（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。
なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

①切削オーバーレイ工

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・ 排出ガス対策型(2014年規制第 3次基準値) 切削幅 2.0m×深さ 23cm	損料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上

②路面切削工

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 切削幅 2.0m×深さ 23cm	損料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上

2-2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 舗装工（修繕工）（ICT）

対象建設機械：路面切削機

損料加算額：20,000 円／日

2-3 その他

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

~~2-3-1 保守点検~~

~~ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。~~

~~(1) 舗装工（修繕工）(ICT)~~

~~保守点検費 = 土木一般世話役(円) × 0.05(人/日) × $\frac{\text{施工数量(m2)}}{\text{作業日当り標準作業量(m2/日)}}$~~

~~(注) 作業日当り標準作業量は「第1編第14章その他④作業日当り標準作業量」の標準作業量による。~~

2-3-1 システム初期費

ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(1) 舗装工（修繕工）（ICT）

対象建設機械：路面切削機

費用：548,000 円／式

※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ICT）における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及び地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 土木工事標準積算基準書に対する補正

5-1 単価表の補正（切削オーバーレイ工）

積算基準の「7. 単価表（1）切削オーバーレイ100m2当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額 （切削オーバーレイ工）		日	100/D	7cm以下 一層舗設
				機械損料数量 1.32
				7cmを超え12cm以下 一層舗設
				機械損料数量 1.27
				7cmを超え12cm以下 二層舗設
				機械損料数量 1.01

（注）D：日当り施工量（m2／日）

5-2 単価表の補正（路面切削工）

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額 （路面切削工）		日	100/D	6cm以下
				機械損料数量 1.56
				6cmを超え12cm以下
				機械損料数量 1.38

建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ICT）における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びTS等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6-5. 土木工事標準積算基準書に対する補正

~~5-1 単価表の補正（切削オーバーレイ工）~~

積算基準の「7. 単価表（1）切削オーバーレイ100m2当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額 （切削オーバーレイ工）		日	100/D	7cm以下 一層舗設
機械損料数量 1.32				
7cmを超え12cm以下 一層舗設				
機械損料数量 1.27				
				7cmを超え12cm以下 二層舗設
				機械損料数量 1.01

~~（注）D：日当り施工量（m2／日）~~

~~6-5-1-2 単価表の補正（路面切削工）~~

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算

(注) D : 日当り施工量 (m2/日)

6. 諸雑費

舗装工 (修繕工) (ICT) を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT 建設機械経費加算額は含めない。

額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額 (路面切削工)		日	100/D	6cm以下 機械損料数量 1.56 6cmを超え12cm以下 機械損料数量 1.38

(注) D : 日当り施工量 (m2/日)

~~6. 諸雑費~~

~~舗装工 (修繕工) (ICT) を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT 建設機械経費加算額は含めない。~~